

社会福祉法人浩養会 介護福祉士育成奨学金貸与規程

(目的)

第一条 この規程は、介護福祉士養成のための専門学校への入学が許可された方・介護福祉士養成のための専門学校に在学中の方で、社会福祉法人浩養会に介護福祉士として勤務しようとする方に対し、奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、社会福祉法人浩養会に勤務する介護福祉士の育成及び確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第二条 奨学金の貸与を受けることができる方は、当該各号に定める方とする。

一 次に掲げる要件を満たす方

- イ 介護福祉士養成のための専門学校への入学が許可された方・介護福祉士養成のための専門学校に在学中の方。
- ロ 介護福祉士資格を得た後、社会福祉法人浩養会に介護福祉士として勤務する意思を有すると認められる方であること。

(貸与の額等)

第三条 奨学金の貸与の額は、月額三万円以内の額とし、年間三十六万円以内の額とする。

(貸与の手続及び交付の方法)

第四条 奨学金の貸与の手続及び交付の方法は下記の如くとする。

一 貸与の手続は、下記必要書類の提出による。

- イ 奨学金貸与申請書（指定の用紙）
- ロ 履歴書（学校指定または市販のもので、写真貼付必須）
- ハ 介護福祉士養成のための専門学校の入学を証明できるもの、または在学証明書
- ニ 最終学歴の学校または在学中の学校の成績証明書
- ホ 住民票の写し（本籍の記載のあるもの）

二 貸付審査

- イ 奨学金貸与の可否につきましては、書類選考・面接の上で決定いたします。

三 交付方法

- イ 貸与期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までの範囲内において規程で定める期間とする。

(貸与の取消し又は交付の停止)

第五条 奨学金の貸与の決定又は交付を受けている方が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止することができる。

- 一 大学の介護福祉士取得のため履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。
- 二 介護福祉士免許を得た後、社会福祉法人浩養会に介護福祉士として勤務する意思を有すると認められなくなったとき。
- 三 同種の奨学金の貸与を受けることとなったとき。
- 四 休学したとき。
- 五 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 六 その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるに至ったとき。

(返還の方法)

第六条 貸与を受けた奨学金の返還の方法下記の通り定める。

一 返還について

在学中に休学や留年等の理由により、奨学金支給の欠格事由が発生した場合は、奨学金返還猶予制度を設けております。また、在学途中で浩養会以外の施設へ就職が決まったなどの事情により、奨学金を辞退される場合は、一括にて奨学金を返還していただきます。

二 返還の債務の履行猶予

イ 奨学金の貸与を受けた者が次に該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間内において社会福祉法人浩養会理事長が定める期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

ロ 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(延滞利息)

第七条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、奨学金元金返還だけとし、利息を支払わなくてもいいものとする。

(返還免除)

第八条 免許取得後、奨学金貸与期間に三年を足した期間を浩養会の介護施設にて勤務した場合。

(返還の債務の裁量免除)

第九条 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金の返還ができなくなったときは、奨学金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十条 この規程の施行に関し必要な事項は、社会福祉法人浩養会規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。